

令和元年第12回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和元年12月20日(金) 午後4時30分～午後5時25分								
2 場 所	選挙管理委員会室								
3 出 席 委 員	委員長	山本 宏行	委員	千葉 通子					
	委員	松戸 敏雄	委員	大野 雄子					
4 出 席 書 記	事務局長	石野 隆史	次長	清水 公嘉	次長補佐				
	主査	宮川 総一郎	主査	弘中 昭飛己	主任主事				
5 議 題	報告第56号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の人数について							
	報告第57号	千葉市議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨について							
	報告第58号	千葉市議会議員選挙における公費負担の状況について							
	報告第59号	寄附禁止リーフレットの送付について							
	報告第60号	指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議について							
6 議事の概要	<p>(1)議題</p> <p>報告第56号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の人数について (報告第56号について、報告があった。)</p> <p>報告第57号 千葉市議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨について (報告第57号について、報告があった。)</p> <p>報告第58号 千葉市議会議員選挙における公費負担の状況について (報告第58号について、報告があった。)</p> <p>報告第59号 寄附禁止リーフレットの送付について (報告第59号について、報告があった。)</p> <p>報告第60号 指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議について (報告第60号について、報告があった。)</p> <p>(2)その他</p> <p>①選挙に関する報道等について 地方議員選挙における立候補者の住所要件に関する記事</p> <p>②啓発冊子について 『選挙と政治の話2020』(公財)明るい選挙推進協会発行</p> <p>③次回以降の委員会について 次回、令和2年第1回定例会は、1月23日(木)午前10時00分から開会することで決定した。 また、第2回定例会は、2月25日(火)午前10時00分から開会することで決定した。</p>								
7 会議経過	<p>(要約)</p> <p>報告第57号について 山本委員長 「選挙運動における収入の内容について。収支報告は候補者本人が行うのか。」</p> <p>事務局 「収入は自己資金や寄附金が主となる。自身の後援会から所要の金額を繰り入れる場合もある。 また、収支報告は出納責任者が行うこととなる。」</p>								

山本委員長 「収入よりも支出の方が金額が高い候補者もいるが、どういうことか。」
事務局 「支出には選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担額も含まれているが、収入には計上しないこととされているため、支出が収入を上回る記載となっている候補者もいる。」
山本委員長 「収入から支出を差し引いた余剰分の金額はどうなるのか。」
事務局 「公職選挙法上は特段の規定はされていない。おそらく一般的には、自身の後援会などに繰り入れたりしているものと思われる。」
山本委員長 「収入が多い候補者や支出が少ない候補者もいる。あらためて公費負担の意義について尋ねる。」
事務局 「金のかからない選挙の実現、また、自己資金の少ない方でも立候補できるよう、有権者の選択肢を増やすことができるよう、との趣旨であろうと考える。」

報告第58号について

山本委員長 「区によっては自動車タクシーアイ方式による公費負担を受けていない候補者もあるが。」
事務局 「自動車タクシーアイ方式とは、燃料や運転手と併せて自動車を一括して借り上げる契約のこと。自動車、燃料、運転手をそれぞれ個別に契約している候補者の方が多い。公費負担の申請を行わない候補者もあり、公費負担の件数が候補者数と同数にはならない。」
山本委員長 「公費負担は選挙運動期間中に限られる、ということでよいか。」
事務局 「自動車の場合は、選挙運動期間である、告示日から選挙期日の前日までが対象となる。また、選挙運動用ポスターについては、ポスター掲示場数の2倍が公費負担の上限枚数となる。」

報告第59号について

山本委員長 「町内自治会へ寄附禁止リーフレットを送付した理由について尋ねる。」
事務局 「忘年会や新年会の時期となり、政治家の方と会うような機会も増えるかと思われること、また、国からも寄附禁止に関する周知依頼があったことから、発送したものである。」
千葉委員 「例えば自治会長をしている政治家が、自治会長の名義で物品を贈ることは問題ないか。」
事務局 「自治会長の名義であっても、政治家本人の物品である場合には、寄附の禁止にあたる可能性がある。」
千葉委員 「このようなことがあつたら、どうしたらよいのか」
事務局 「選管事務局に連絡をいただいても良いが、実際の事案の検査や取り締まりとなると、警察の管轄となるため、事務局から警察への情報提供という形になる。」
千葉委員 「一般の方には、政治家の寄附禁止について、あまり知られていないのかもしれない。知つていれば受け取らずに寄附を断ることもできると思う。」
事務局 「リーフレットをご覧いただき、ご理解をいただければありがたい。」
山本委員長 「送付は市選管からで、区選管からは行わないのか。」
事務局 「市内に町内自治会は千以上あり速やかに発送するため一連の作業を市選管で一括して実施したが、今後、リーフレットを区選管との連名とするなど検討したい。」